

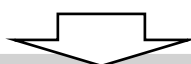
情報公開・個人情報保護制度の概要

1. 情報公開制度の概要

■情報公開制度とは・・・

市民の市政への参加を推進し、公正で開かれた市政を実現するため、市が保有している情報を請求に応じて公開する制度

- ・「市民の知る権利の保障」
- ・「市政の諸活動を市民に説明する責務」



① 情報公開の請求権

市民等（当市は何人でも）からの請求に応じ、原則として公文書を公開する制度

② 情報の提供

市政の諸活動を市民に説明する制度……「広報」「ホームページ」等

③ 情報の公表

法律に基づいて情報の公表をする制度……「予算・決算状況の公表」等

■情報公開制度の基本原則

1. 市の保有する公文書は、公開を原則とする。
2. 個人のプライバシーは、最大限に保護する。
3. 利用しやすい制度とする。
4. 決定に不服がある場合は、公正な第三者で構成された機関「四国中央市情報公開・個人情報保護審査会」による救済が受けられる。

■公開請求ができる人

どなたでも請求できます。（市民問わず）

■制度を実施する市の機関（実施機関）

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会
固定資産評価審査委員会、消防長及び議会の市の機関すべて

■対象となる公文書

市の職員が職務上作成又は取得したもので、**組織的に用いるものとして保有している公文書**

2. 個人情報保護制度の概要

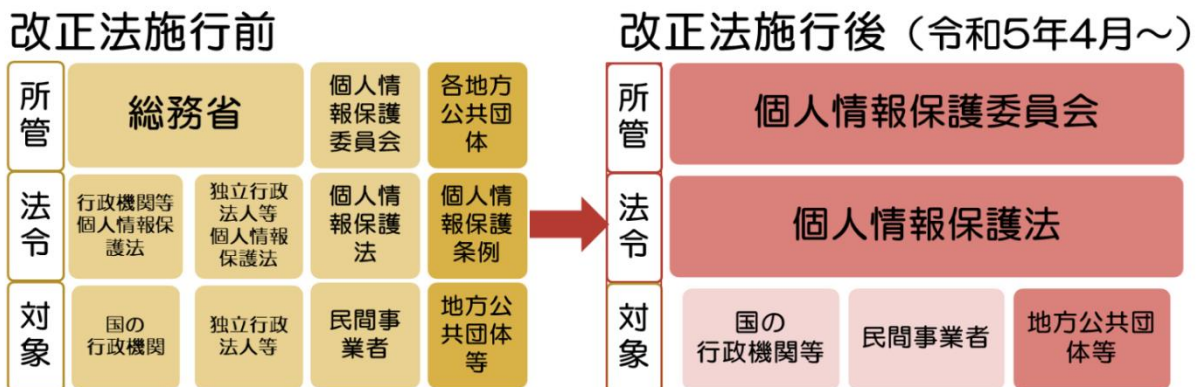
■個人情報保護制度とは・・・

市が保有する個人情報の収集、保管及び利用に関し具体的なルールを定めると共に自己情報を本人の請求（開示・訂正・利用停止）に応じ開示する制度

- ・「個人の権利利益の保護」
- ・「市民に信頼される市政の適正な運営」

■令和5年度からの法改正について

これまで行政機関、民間、地方公共団体等において、個別に制定された個人情報保護法や条例により、そのルールに基づいて個人情報保護制度が運用されておりましたが、令和5年4月1日から、全ての機関において、「個人情報の保護に関する法律」が適用されることとなりました。法改正により、全国統一的な運用が行われることとなったため、「四国中央市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「四国中央市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定いたしました。



■これまでの条例との変更点

- ・議会が法の適用除外となっているため、実施機関から除くこととなり、議会については新たに制定した「四国中央市議会の個人情報の保護に関する条例」により運用しています。
- ・「個人情報ファイル簿」の作成及び公表が義務となりましたので、対象者 1000 人以上の個人情報を取扱う場合に「個人情報ファイル簿」を作成し、ホームページで公表しています。（令和6年 10 月現在の個人情報ファイル簿数：81 件）
- ・開示請求等について、未成年者または成年被後見人の法定代理人だけでなく、本人の委任による代理人の開示請求が可能となりました。
- ・地方公共団体に対する個人情報保護制度の監視監督については、個人情報保護委員会が一元的に担うことになり、個人情報保護委員会による立入検査が実施されることになりました。

■保護すべき対象となる個人情報

※個人情報：生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができるものを含まず。）をいいます。

※特定個人情報：個人番号（マイナンバー）を内容に含む個人情報をいいます。

■個人情報の取扱いについてのルール

（1）保有に関する制限

- ① 個人情報を保有するときは、法令の定める所掌事務または業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。
- ② 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

（2）取得及び利用の際の遵守事項

保有する個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（3）利用目的以外の目的のための利用及び提供の制限

個人情報を取得するときは、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。（申請書の様式にあらかじめ記載、窓口における掲示、口頭による方法など）

（4）保有個人情報の安全管理措置「四国中央市保有個人情報の取扱いに関する管理規程」

総括保護管理者：副市長（市長の補佐、保有個人情報の管理に関する事務の総括）
保護管理者：各課の課長（各課における保有個人情報の適切な管理）
保護担当者：各課の担当者（保護管理者の補佐、保有個人情報の管理に関する事務）

管理体制、教育研修、保有個人情報の取扱い、情報システムの安全管理、サイバーセキュリティ、監査及び点検等について規定されている。

（5）保有個人情報漏えいの対応について

下記の要件に該当する場合に、個人情報保護委員会への報告が必要となります。

- ① 要配慮個人情報（※）が含まれる事態
※人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、心身障害、健康状態等、取扱いに配慮を要するものをいう
- ② 財産的被害が生じるおそれがある事態
- ③ 不正の目的をもって行われた漏えい等が発生した事態
- ④ 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生した事態

3. 情報公開・個人情報開示請求について

■制度を利用できる方

情報公開：だれでも請求できます。

個人情報開示：本人

法定代理人（未成年者、成年被後見人）

任意代理人（本人の委任を受けた者）

■請求の方法

情報公開：窓口提出、郵送、FAX等での受付可。

個人情報開示：窓口提出、郵送（請求者の住民票添付） ※FAX、メール、口頭での請求不可

【本人確認書類】 個人番号カード、運転免許証等

【代理人確認書類】 資格を証明する書類（戸籍謄抄本、登記事項証明書等）

■公開・非公開の決定通知

請求があった日から14日以内（期間満了日が休日に当たるときはその翌日とする）に公開・非公開の決定をします。

■公開の方法と費用負担

閲覧（デジタルカメラ等撮影含む）、視聴、写しの交付又は写しの郵送を行う。

【費用】 写しの交付：白黒1枚につき10円、カラー1枚につき80円

光ディスク1枚につき100円

写しの郵送：実費相当額（写しの交付料金と郵便代）

■公開できない公文書

特定の個人を識別することができる情報、または特定の個人を識別することはできないが個人の権利利益を損なうおそれがある情報、法人や事業を営む個人の正当な利益を損なうおそれがある情報、などは公開できません。ただし、請求された情報に公務員の職務遂行に係る情報があるときは、公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合をのぞき、公開します。

非公開部分がある場合は、黒塗りをして部分開示します。

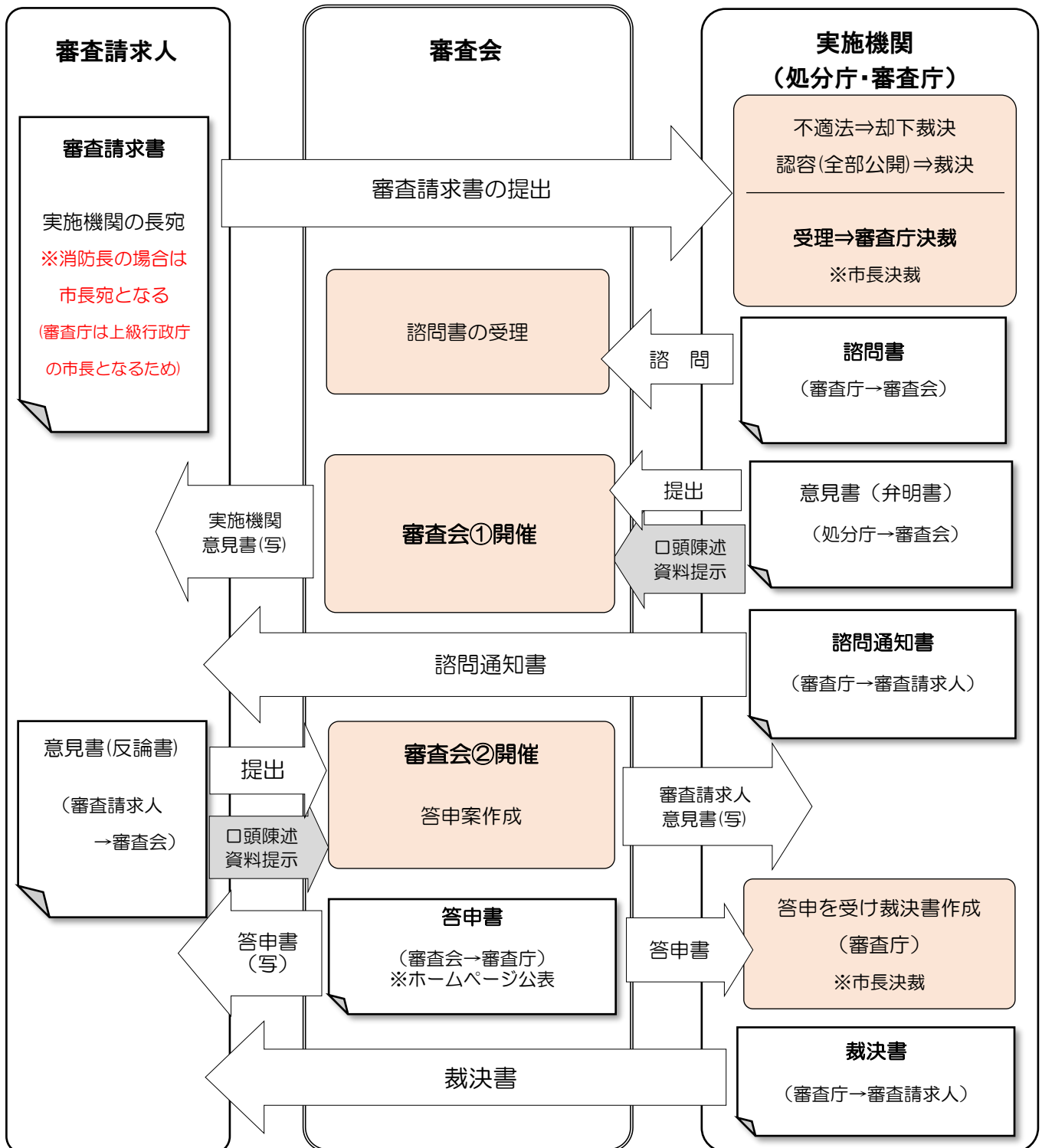
■決定に不服がある場合

公開の決定に不服がある場合は、決定のあったことを知った日の翌日から3か月以内に、実施機関に対して審査請求ができます。

4. 情報公開・個人情報保護審査会

「四国中央市情報公開条例第16条に規定されるとおり、公開決定等について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、速やかに四国中央市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

■審査会フロー（2回開催の場合）

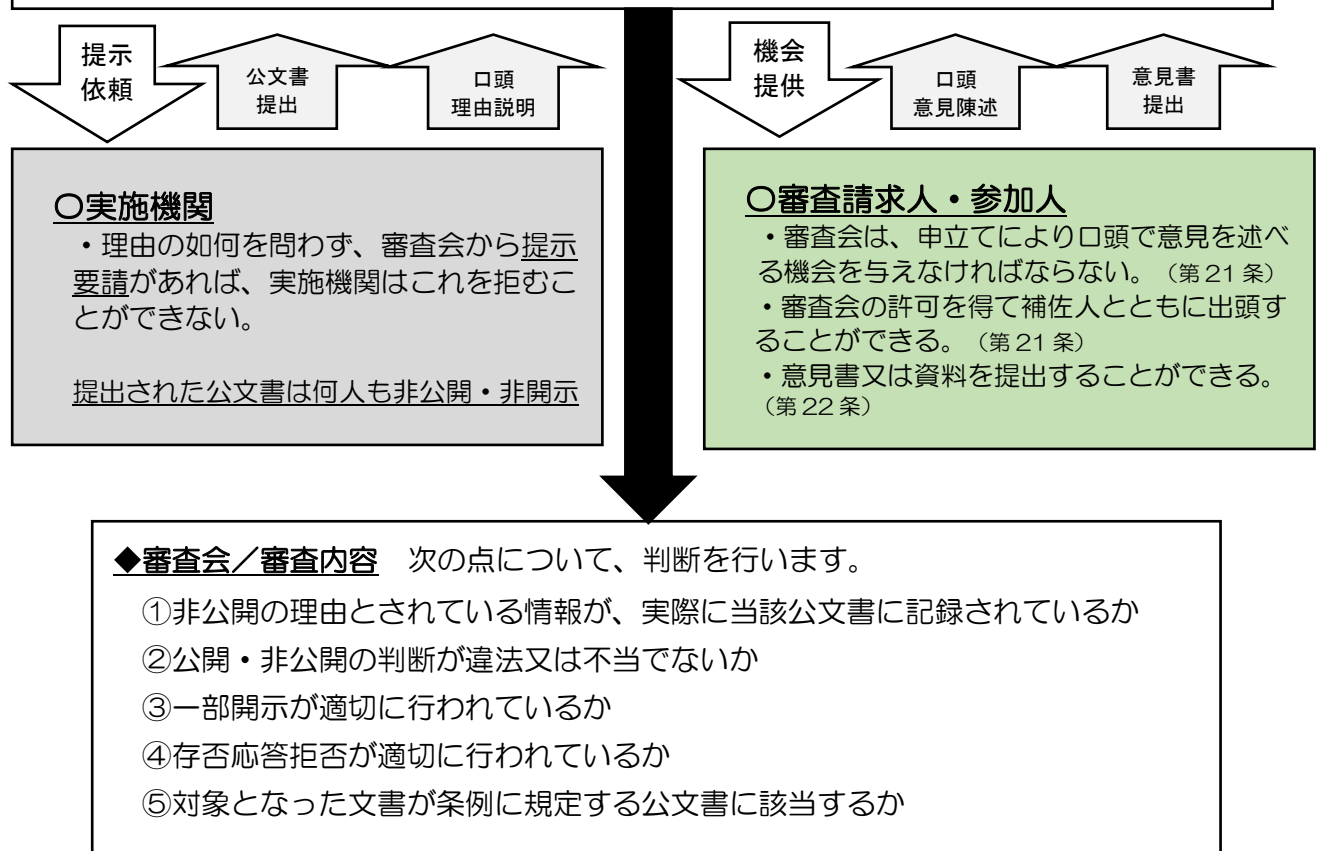


5. 審査会の調査権限

■四国中央市情報公開条例第20条

◎四国中央市情報公開・個人情報保護審査会

- 必要があると認めるときは、公開決定等に係る公文書（非公開とされた公文書又は不開示とされた保有個人情報）の提示を実施機関に求めることができる。
- 公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を分類・整理した資料の提出を求めることができる。
- 意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定その他必要な調査をすることができる。



6. 審査会の答申について

■答申書の送付

○審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人に送付するとともに、答申の内容を公表します（ホームページに掲載）。